

1 部会設置(案)

【部会の設置目的】

・大田区成年後見制度等利用促進協議会(以下「協議会」という。)における各課題やテーマにもとづき、関係委員が細部にわたる協議を円滑に審議するために、本協議会に部会を設置する。

【部会】

- ・地域連携ネットワークの強化(周知・啓発を含む)
- ・日常的な金銭管理を行う新たな仕組みの検討

【委員メンバー】・専門職・福祉関係者、中核機関等 等

【オブザーバー】・高齢福祉課長、障害福祉課長、地域福祉課長

【事務局】

- ・福祉支援調整担当課長・福祉管理課調整担当、社会福祉協議会

2 部会スケジュール

項目	4~7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 協議会		8/30					1/20 予定		
② 課題整理	→								
③ 他自治体 情報収集	→								
④ 部会メンバー 等検討		→							
⑤ 要綱改正 部会設置			→						
⑥ 部会開催					→				

①地域連携ネットワーク強化部会

3 各部会(案)

①地域連携ネットワーク強化部会(案)

優先度 1

【目的】

- ・地域連携ネットワークの強化(周知・啓発を含む)

【検討内容(例)】

- ・地域連携ネットワークの強化のための仕組みの検討
- ・各種相談窓口の周知及び早期につなげる仕組みの検討
- ・支援者向け研修会や区民向けのセミナー等の検討(周知・啓発)
- ・他自治体の先駆的な取り組み事例の共有

【委員メンバー】・専門職、福祉関係者、中核機関 等

【オブザーバー】・高齢福祉課長、障害福祉課長、地域福祉課長

【事務局】

- ・福祉支援調整担当課長・福祉管理課調整担当、社会福祉協議会

②金銭管理部会(案)

優先度 2

【目的】

- ・日常的な金銭管理を行う新たな仕組みの検討

【検討内容(例)】

- ・国のモデル事業に基づいた金銭管理の仕組みの検討
- ・金融機関等と連携した、金銭管理の仕組みの検討
- ・他自治体の先駆的な取り組み事例の共有



【委員メンバー】・要検討

【オブザーバー】・要検討

【事務局】

- ・福祉支援調整担当課長・福祉管理課調整担当、社会福祉協議会

※本部会は、国の法改正やモデル事業の動向を注視し検討する